

品川区喫煙所の設置費用に対する補助金交付要綱

制定 令和3年3月26日 要綱第62号

改正 令和4年3月11日 要綱第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区が一般開放可能な喫煙所を設置する者を対象に、当該喫煙所の設置費用に対する補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、国、独立行政法人および地方公共団体以外の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区内の建物を所有し、または使用することにより、次条に規定する喫煙所の設置（整備、改修および移設を含む。以下同じ。）を行う者
- (2) 区内の土地を所有し、または使用することにより、次条に規定する喫煙所の設置を行う者
- (3) その他区長が必要と認める者

(補助金の交付対象となる喫煙所)

第3条 補助金の交付対象となる喫煙所（以下「喫煙所」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 床面積が5㎡以上であること。
- (2) 一般に開放し、無料で利用できること。
- (3) 壁および天井で囲まれた閉鎖型の構造物であり、専ら喫煙のために利用されることを目的としていること。
- (4) 出入口に扉を設けていること。
- (5) 給排気設備を設けており、排煙が人の往来が多い区域または他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。
- (6) 出入口において、喫煙所内に向かう風速が秒速0.2m以上であること。
ただし、喫煙所内から非喫煙スペースに向けてたばこの煙が流れない等の対策が取られている場合は、この限りでない。
- (7) 区が指示する内容を記載した案内表示をしていること。
- (8) 区が実施する喫煙所の周知に協力していること。
- (9) 供用開始の日から少なくとも5年間は継続して運営する見込みであること。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (10) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態および運営であること。
- (11) 利用可能時間帯等が広く一般に利用できるものであること。

(12) 設置について近隣住民の理解を得られていること。

(補助金の交付対象となる経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は工事費、設備費、備品購入費、機械装置費等、喫煙所の設置に係る費用（用地取得費用を除く。）とし、1,000万円を限度とする。

2 補助金の交付額は、予算の範囲内において、交付対象経費の3分の2（品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てるの防止に関する条例（平成15年品川区条例第5号）第11条第1項の路上喫煙禁止・地域美化推進地区においては、5分の4）の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

3 補助金の交付は、喫煙所1カ所につき1回とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 この要綱に基づく補助金以外に、喫煙所の設置に関し、他の補助金等が支払われる場合は、当該補助金等の金額を差し引いた額を交付対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、喫煙所の設置工事等の着手前までに、喫煙所の設置費用に対する補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

(1) 喫煙所を設置する土地または建物について、正当な所有者または使用者であることを証する書面（登記事項証明書（発行後3カ月以内のもの）、賃貸借契約書の写し等）

(2) 土地または建物を使用する（その一部を使用する場合を含む。）ことにより、喫煙所の設置を行う者にあつては、当該喫煙所の設置等に関して当該土地または建物の所有者の同意が確認できるもの

(3) 喫煙所の設置場所の周辺の地図

(4) 喫煙所の図面（喫煙所の面積、換気扇等の設備および排気先の位置が分かるもの）ならびに健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）に規定する技術的基準を満たすことを証する書類（出入口の空気の気流の計算書類等）

(5) 交付対象経費の見積書の写し

(6) この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする喫煙所の設置に関し、他の補助金等が支払われている場合は、当該補助金等の金額および内訳が分かる書類

(7) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の

交付を決定し、喫煙所の設置費用に対する補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、不相当と認めるときは補助金の不交付を決定し、喫煙所の設置費用に対する補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

（変更の申請）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた経費の配分または交付申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ喫煙所の設置費用等に関する変更申請書（第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する変更の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは喫煙所の設置費用等に関する変更承認通知書（第5号様式）により交付決定者に通知し、不相当と認めるときは喫煙所の設置費用等に関する変更不承認通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（中止の届出）

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた喫煙所の設置を中止するときは、喫煙所設置中止届（第7号様式）により区長に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた喫煙所を廃止するときは、喫煙所廃止届（第8号様式）により区長に届け出なければならない。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、喫煙所の設置工事が完了したときは、速やかに喫煙所設置工事完了報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- (1) 喫煙所の設置工事等に係る領収書またはそれと同等と認められるもの
- (2) 交付対象経費の内訳がわかる書類
- (3) 設置した喫煙所の場所、仕様および換気扇等の設備、備品等の詳細を確認できる写真（設置工事後、速やかに撮影したものに限る。）
- (4) 喫煙所の設置工事について、交付申請書の施工内容と実際の施工内容が相違ないことを説明する書類
- (5) 第3条第1号から第6号までに規定する要件に該当する事実を確認できる書類
- (6) この要綱に基づく補助金以外に、喫煙所の設置に関し、他の補助金等が支払われる場合は、当該補助金等の金額および内訳がわかる書類
- (7) その他区長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 区長は、前条の完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、喫煙所の設置費用に対する補助金額確定通知書（第10号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査等の結果、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に是正を求めることができる。

（補助金の請求および交付）

第12条 交付決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに喫煙所の設置費用に対する補助金交付請求書（第11号様式）により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第3条各号の要件のいずれかを欠くこととなったとき。

(4) 第8条の規定により、補助金の交付決定を受けた喫煙所の設置を中止したとき。

(5) 第9条の規定により、補助金の交付決定を受けた喫煙所を廃止したとき。

(6) その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、喫煙所の設置費用に対する補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて補助金の全部または一部の返還を請求するものとする。

2 前項の場合において、前条第1項第1号から第5号までに規定する取消事由に該当するときの補助金の返還の額は、補助金の交付決定を受けた喫煙所の供用開始の日から当該取消事由の発生日までの期間経過に応じて、別表により算出した額とする。

3 前項の規定によりがたいものについては、区が別途調査を行い、これに基づ

き算出した額とする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、既に交付されている補助金の全部または一部について、その返還を免除することができる。

(調査)

- 第15条 区長は、交付決定者に対して、喫煙所の運営等について必要な調査を行い、または資料の提出を求めることができる。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第14条関係）

経過期間	返還割合
4年以上5年未満	補助金額の5分の1
3年以上4年未満	補助金額の5分の2
2年以上3年未満	補助金額の5分の3
1年以上2年未満	補助金額の5分の4
1年未満	補助金額の全額

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

電話番号

喫煙所の設置費用に対する補助金交付申請書

品川区喫煙所の設置費用に対する補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

喫煙所の設置場所			
喫煙場所の名称			
喫煙所の所有形態	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 使用		
喫煙所の面積	m ²	喫煙所の定員	人
喫煙所の設置日	年 月 日		
経費配分	総事業経費	円	
	補助対象経費	円	
	他の補助金等	円	
	交付申請額 (1,000円未満切捨て)	円	

様

品川区長

印

喫煙所の設置費用に対する補助金交付決定通知書

年 月 日付の補助金の交付申請については、審査の結果、補助金の交付を決定したので、品川区喫煙所の設置費用に対する補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助金交付の対象となる喫煙所

(設置場所)

(名称)

2 補助金交付決定額 金 円

3 経費配分

総事業経費	補助対象経費	補助金額

4 補助条件

別紙のとおり

第2号様式 別紙

- 1 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- 2 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときは、この通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- 3 補助事業が当該年度内に完了することができないと認められるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。
- 4 事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとするときまたは中止しようとするときには、あらかじめ所定の様式を区長に提出すること。
- 5 喫煙所の設置が完了したときは、速やかに所定の様式を区長に提出すること。
- 6 区長から喫煙所の設置・運用等の状況について検査を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。
- 7 以下のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあること。
 - ・ 交付決定内容または付した条件に違反したとき
 - ・ 法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 8 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものであること。
- 9 補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については台帳を備え、その管理状況を明らかにすること。
- 10 取得財産等を破損した場合には、区長に対しその旨およびその後の対策について報告しなければならないこと。
- 11 取得財産等は、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- 12 取得財産等を他の用途に使用する場合は、他の者に貸し付け、譲り渡し、または債務の担保に供しようとする場合は、事前に区長の承認を得ること。
- 13 取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- 14 補助事業の完了後、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間にあっては、区長から請求があったときは、事業内容等について報告すること。
- 15 その他特に区長が定める条件（)

第3号様式（第6条関係）

発第 号
年 月 日

様

品川区長

印

喫煙所の設置費用に対する補助金不交付決定通知書

年 月 日付の補助金の交付申請については、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したので、品川区喫煙所の設置費用に対する補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の交付申請のあった喫煙所

(設置場所)

(名称)

2 不交付の理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 へ

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

電話番号

喫煙所の設置費用等に関する変更申請書

年 月 日付（ ）で交付決定を受けた喫煙所の設置費用に対する補助金については、下記のとおり変更したいので、品川区喫煙所の設置費用に対する補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

記

1 補助金の交付決定を受けた喫煙所

（設置場所）

（名称）

2 変更内容等

変更内容	
理由	

発第 号
年 月 日

様

品川区長

印

喫煙所の設置費用等に関する変更承認通知書

年 月 日付の変更申請については、審査の結果、承認したので、品川区喫煙所の設置費用に対する補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 変更申請のあった喫煙所

(設置場所)

(名称)

2 承認内容

変更内容	
理由	

3 承認するにあたっての条件

発第 号

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙所の設置費用に関する変更不承認通知書

年 月 日付の変更申請については、審査の結果、不承認としたので、品川区喫煙所の設置費用に対する補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 計画の申請のあった喫煙所

（設置場所）

（名称）

2 申請内容等

変更内容	
理由	

3 不承認の理由

年 月 日

品川区長 へ

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

電話番号

喫煙所設置中止届

年 月 日付で補助金の交付を申請した喫煙所については、設置を中止するので、品川区喫煙所の設置費用に対する補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 補助金の交付を申請した喫煙所

（設置場所）

（名称）

2 中止の理由

年 月 日

品川区長 へ

住所（所在地）
（団体名）
氏名（代表者名）
電話番号

喫煙所廃止届

年 月 日付（ ）により補助金の交付決定を受けた喫煙所を廃止するので、品川区喫煙所の設置費用に対する補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止する喫煙所

（設置場所）

（名称）
- 2 廃止の理由
- 3 廃止年月日

年 月 日

品川区長 あて

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

電話番号

喫煙所設置工事完了報告書

年 月 日付（ ）により補助金交付の決定を受けた喫煙所の設置工事が完了したので、品川区喫煙所設置費用補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届出ます。

記

喫煙所の設置場所		
喫煙場所の名称		
補助金額等	総事業経費	円
	補助対象経費	円
	交付決定額	円
	補助金額	円
工事完了年月日		
運用開始日		

発 第 号

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙所の設置費用に対する補助金額確定通知書

年 月 日付で提出のあった喫煙所設置工事完了報告書については、審査の結果、適当と認め補助金額を確定したので、品川区喫煙所設置費用補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる喫煙所
(設置場所)
(名称)

- 2 補助金交付確定額 金 円

経費区分	総事業経費	円
	補助対象経費	円
	交付決定額	円
	交付確定額	円

- 3 補助条件
別紙のとおり

第10号様式 別紙

- 1 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- 2 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときは、この通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- 3 補助事業が当該年度内に完了することができないと認められるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。
- 4 事業の内容を著しく変更しようとするとき、または中止しようとするときには、あらかじめ所定の様式を区長に提出すること。
- 5 喫煙所の設置が完了したときは、速やかに所定の様式を区長に提出すること。
- 6 区長から喫煙所の設置、運用等の状況について検査を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。
- 7 以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあること。
 - ・ 交付決定の内容または付した条件に違反したとき
 - ・ 法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき
- 8 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものであること。
- 9 補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を備え、その管理状況を明らかにすること。
- 10 取得財産等を破損した場合には、区長に対しその旨およびその後の対策について報告しなければならないこと。
- 11 取得財産等は、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- 12 取得財産等を他の用途に使用する場合のほか、他の者に貸し付け、譲り渡し、または債務の担保に供しようとする場合は、事前に区長の承認を得ること。
- 13 取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- 14 喫煙所を原状復帰する場合の経費については、設置者の負担とすること。
- 15 補助事業の完了後、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間にあっては、区長から請求があったときは、事業内容等について報告すること。
- 16 その他特に区長が定める条件（ ）

第11号様式（第12条関係）

年 月 日

品川区長 へ

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

印

電話番号

喫煙所の設置費用に対する補助金交付請求書

年 月 日付（ ）により確定した喫煙所の設置費用に対する補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込口座

		銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
預金 種目	1 普通 2 当座 3 貯蓄（○で囲む）	口座番号	
フリガナ			
氏名			

※振込口座は、申請者の口座に限ります。

第12号様式（第13条関係）

発第 号

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙所の設置費用に対する補助金交付決定取消通知書

年 月 日付（ ）で通知した補助金の交付決定については、交付決定を取り消すので、品川区喫煙所の設置費用に対する補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の交付決定を取り消す喫煙所

（設置場所）

（名称）

2 取消日（取消事由の発生日）

年 月 日

（ 一部取消し 全部取消し）

3 取消理由